

四日市市訓令第3号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市文書管理規程の一部を改正する規程

四日市市文書管理規程（平成20年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(起案) 第19条 (略) 2及び3 (略) 4 四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）に定める財務会計システムにより処理するものは、 <u>第1項ただし書</u> 第2号の規定にかかわらず、文書管理システムによる電子決裁の起案をすることができる。 5から7まで (略)	(起案) 第19条 (略) 2及び3 (略) 4 四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）に定める財務会計システムにより処理するものは、 <u>第1項ただし書き</u> 第2号の規定にかかわらず、文書管理システムによる電子決裁の起案をすることができる。 5から7まで (略)
(保存期間) 第43条 (略) 2及び3 (略) 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公文書については、保存期間経過後も、当該各号に定める期間が経過するま	(保存期間) 第43条 (略) 2及び3 (略) 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公文書については、保存期間経過後も、当該各号に定める期間が経過するま

での間、保存期間を延長するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する公文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく開示の請求があったもの 開示の決定の日の翌日から起算して1年間

での間、保存期間を延長するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する公文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号)に基づく開示の請求があったもの 開示の決定の日の翌日から起算して1年間

規 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(総務部総務課)